

兵庫県警察ワークライフバランス等推進委員会の継続設置について（一般甲）

〔平成30年4月1日〕  
兵警務一般甲第42号

対号 兵庫県警察ワークライフバランス等推進委員会の設置に  
ついて（平成28年3月31日兵警務一般甲第47号）

現在、本県警察においては、対号に基づき、「兵庫県警察ワークライフバランス等推進委員会」を設置し、次世代育成のための施策及び女性活躍推進のための施策の検討を行っているところであるが、引き続き、下記のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、同委員会の運用に特段の配慮をされたい。

記

1 設置

警察本部に、兵庫県警察ワークライフバランス等推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、取組計画の推進に関し必要な検討を行うことを任務とする。

3 組織等

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

委員長 警務部長

副委員長 警務部参事官兼警務課長

委員 総務部参事官兼総務課長

刑事部参事官兼刑事企画課長

刑事部参事官兼組織犯罪対策局組織犯罪対策課長

生活安全部参事官兼生活安全企画課長

地域部参事官兼地域企画課長

交通部参事官兼交通企画課長

警備部参事官兼公安第一課長

4 会議

(1) 委員長は、必要の都度委員会を招集し、議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 調査研究部会

(1) 委員会に、委員長の下命する事項の企画、調査及び研究に当たらせるため、調査研究部会（以下「部会」という。）を置く。

(2) 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

部会長 警務部参事官兼警務課長

副部会長 警務部警務課管理官（総合企画担当）  
部 会 員 総務部総務課課長補佐（企画担当）  
警務部警務課課長補佐（人事第一担当、人事第二担当、警察官採用センター担当、企画第一担当、企画第二担当、組織・法制担当、給与第一担当及び給与第二担当）  
刑事部刑事企画課課長補佐（企画担当）  
刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課課長補佐（企画担当）  
生活安全部生活安全企画課課長補佐（企画担当）  
地域部地域企画課課長補佐（企画担当）  
交通部交通企画課課長補佐（企画担当）  
警備部公安第一課課長補佐（企画担当）

- (3) 部会長は、必要の都度部会を招集し、議事を主宰する。
- (4) 部会長は、必要があると認めるときは、部会長の指名する部会員をもって構成する小部会を開催することができる。
- (5) 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、部会への出席を求めることができる。

## 6 庶務

委員会及び部会の庶務は、警務部警務課において行う。